札幌市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和７年７月 / 日

札幌市人事委員会

委員長 [signature]

札幌市人事委員会規則第 7 号

札幌市職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則

札幌市職員の育児休業に関する規則（平成２３年人事委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

(1) 第１条中「第２条第４号ア(イ)、第２条の３第３号、第２条の４及び第２２条第２号」を削る。

(2) 第４条第１号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改める。

(3) 第６条の見出し中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、同条中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「であって、１日につき定められた勤務時間が６時間１５分以上である勤務日があるもの」を削る。

(4) 本則に次の１条を加える。

（条例第２６条第２項第１号アの人事委員会規則で定める制度又は措置等）

第７条　条例第２６条第２項第１号アの人事委員会規則で定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１０条第１項に規定する育児短時間勤務

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第１９条第１項に規定する部分休業

(3) 札幌市職員の勤務条件に関する条例（平成６年条例第３９号）第８条第１項の規定による深夜における勤務の制限並びに同条第２項及び第３

項の規定による時間外勤務の制限

(4) 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則（平成６年人事委員会規則第９号）別表３　６の項から１３の項までの事由による特別休暇

２　条例第２６条第３項の人事委員会規則で定める期間は、同項の対象職員が養育する子が１歳１１か月に達する日の翌々日から２歳１１か月に達する日の翌日までの期間とする。

３　条例第２６条第３項第１号アの人事委員会規則で定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

(1) 第１項第１号から第３号までに掲げる制度又は措置

(2) 札幌市職員の勤務条件に関する条例施行規則別表３　１２の項及び１３の項の事由による特別休暇

附　則

この規則は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、第１条及び第４条第１号の改正規定は、公布の日から施行する。